

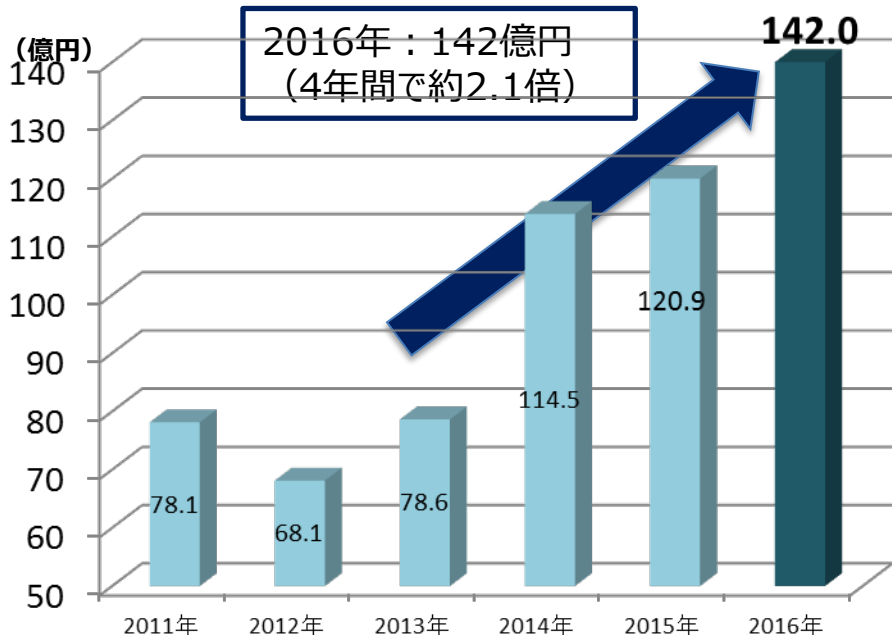
改正割賦販売法について

2018年4月
経済産業省
商取引監督課

クレジットカード情報の漏えい事故と不正使用被害の増加

- 昨今、EC加盟店等を狙った不正アクセスにより、カード情報の漏えいが拡大。
 ※2016年で55件（前年比1.5倍、報告ベース、暫定値）
- これに伴い、偽造カードやネット上での本人なりすましによる不正使用被害が増加（年間約142億円）。
- 不正使用は国境を越えて行われ、犯罪組織に多額の資金が流出しているとの指摘あり。

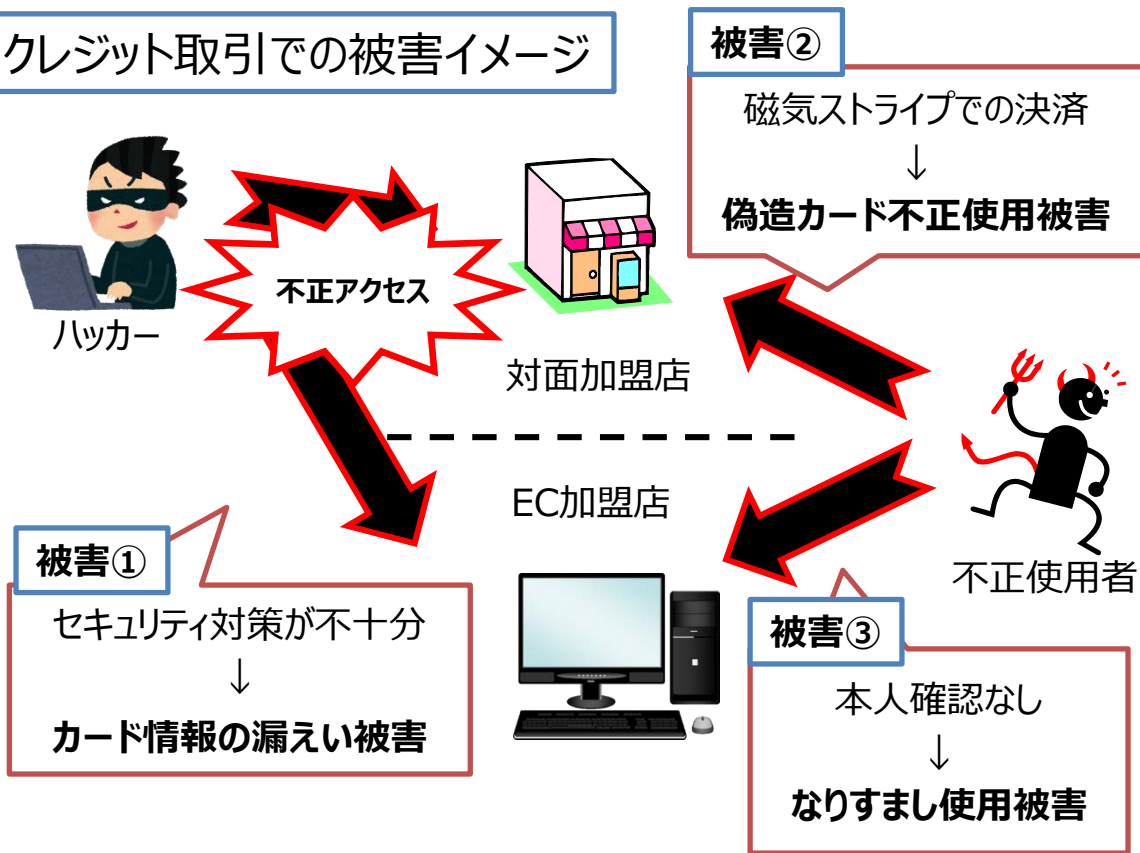
クレジット取引の不正使用額の推移



(注) 不正使用被害額は、国内発行クレジットカードでの不正使用分で、カード会社が把握している分を集計（海外発行カード分は含まれない。）

出所：一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正使用被害の集計結果について」

クレジット取引での被害イメージ



改正割賦販売法の概要

- 近年、クレジットカードを取り扱う加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害が増加している。また、カード発行を行う会社と加盟店と契約を締結する会社が別会社となる形態（いわゆる「オフアス取引」）が増加し、これに伴ってクレジットカードを取り扱う加盟店の管理が行き届かないケースも出てきている。
- こうした状況を踏まえ、革新的な金融サービス事業を行うフィンテック企業の決済代行業への参入を見据えつつ、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための必要な措置を講ずる。
- 本措置は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、インバウンド需要を取り込むことにも資するものである。

措置事項の概要

① 加盟店管理の強化

- 加盟店に対しクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を締結する事業者（アクワイアラー(加盟店契約会社)等）について、登録制度を創設するとともに、加盟店への調査等を義務付ける。

② クレジットカード情報の適切な管理等

- 加盟店に対し、クレジットカード番号等の適切な管理や不正利用防止対策を義務付ける。

③ フィンテックの更なる参入を見据えた環境整備

- アクワイアラーと同等の位置付けにある決済代行業者(フィンテック企業等)も、アクワイアラーと同一の登録を受けられる制度を導入する。
- 加盟店のカード利用時の書面交付義務を緩和する。

施行期日

公布（2016年12月9日）から1年6ヶ月以内の政令で定める日（2018年6月1日）

クレジット取引セキュリティ対策協議会（事務局：（一社）日本クレジット協会）

- 2020年に向け、「国際水準のセキュリティ環境」を整備することを目指し、クレジット取引に関わる**幅広い事業者**（カード会社、加盟店・関係業界団体、国際ブランド、端末機器メーカー、決済代行業者、セキュリティ事業者、情報処理センター等）**及び行政が参画**して設立（2015年3月）。
- 本協議会では、毎年度、**目標、各主体の役割、当面の重点取組**をとりまとめた「**実行計画**」を策定・改訂することになっている（初版は2016年2月）。

「実行計画」における対策の3本柱

1. カード情報保護対策

対面加盟店：最終的には2020年3月までに完了
非対面加盟店：2018年3月までに完了

◇カード情報を盗らせない

- 加盟店におけるカード情報の「非保持化」
- カード情報を保持する事業者のPCIDSS※準拠

※国際ブランドが共同で策定したカード情報に関するセキュリティ規格

2. 偽造カードによる不正利用対策

対面加盟店：最終的には2020年3月までに完了

◇偽造カードを使わせない

- クレジットカードの「100%IC化」の実現
- 決済端末の「100%IC対応」の実現

3. ネット取引等における不正利用対策

EC加盟店：2018年3月までに完了

◇ネットでなりすましをさせない

- 多面的・重層的な不正使用対策の導入（パスワードによる本人認証、属性・行動分析等）

【改正ポイント①】 加盟店のセキュリティ対策義務

- クレジット取引セキュリティ対策協議会において策定された「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」に掲げられた措置又はこれと同等以上の措置を講じている場合には、「必要かつ適切な措置」が講じているものと認められる。

<改正割賦販売法と実行計画の関係>

■ クレジットカード番号等の適切な管理（改正法第35条の16）

1. カード情報保護対策

- 加盟店におけるカード情報の「非保持化」
- カード情報を保持する事業者のPCIDSS※準拠

※国際ブランドが共同で策定したカード情報に関するセキュリティ規格

■ クレジットカード番号等の不正利用の防止（改正法第35条の17の15）

2. 偽造カードによる不正利用対策

- 決済端末の「100%IC対応」の実現

3. ネット取引等における不正利用対策

- リスクに応じた多面的・重層的な不正使用対策の導入（パスワードによる本人認証、属性・行動分析等）

【改正のポイント②】 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

※既存のアクワイアラー等については、施行日から6ヶ月間の経過措置あり。

●カード会社（アクワイアラー）

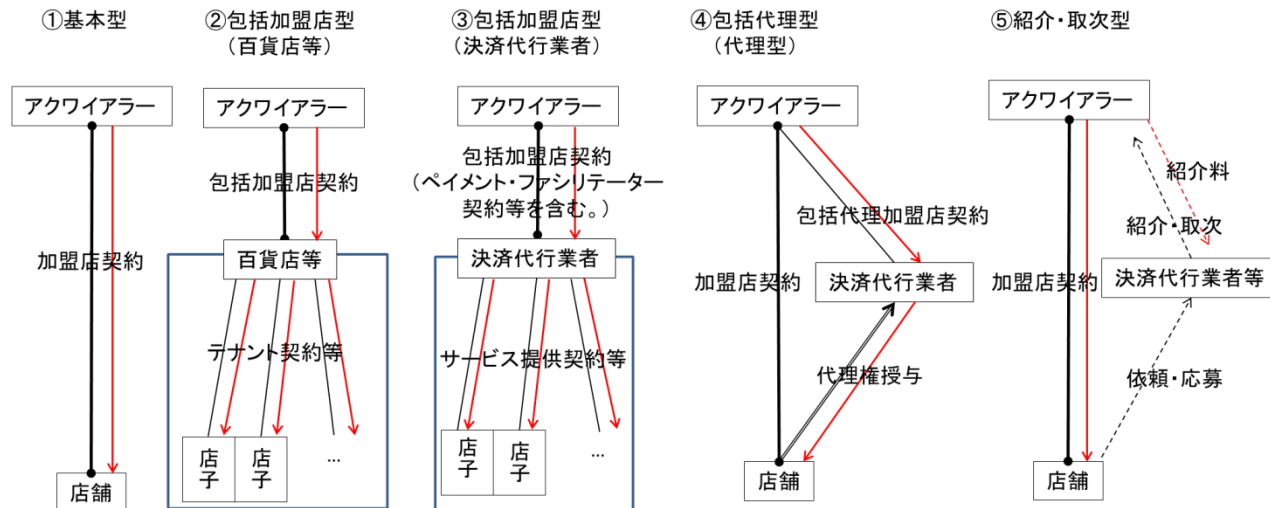
- ・ アクワイアラーとして加盟店契約業務を行う場合には、本制度での登録が必要。
（登録を受けた決済代行業者（下記A）が加盟店管理を行う場合には、登録不要。）
- ・ 外国法人が日本国内で業務を行う場合には、国内営業所の登録が必要。

●決済代行業者（PSP: Payment Service Provider）

A：決済代行業者が加盟店との契約締結について、アクワイアラーから包括的に授権され、実質的な最終決定権限を有し、加盟店管理を行う場合には、本制度における登録が必要。

B：決済代行業者の業務が一次審査を行うにとどまり、最終決定権限はアクワイアラーが留保している（登録アクワイアラーの下で加盟店管理業務の一部を行う）場合には、本制度の登録は不要。

※登録を受ける者については、アクワイアラーとPSP間の契約に基づき、どちらが加盟店に対するクレジットカード利用の承諾権限を有しているかにより、明確に定まることになる。



※「店舗」「百貨店等」「店子」は販売業者等

【改正ポイント③】 加盟店調査義務等

●「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に課される加盟店調査義務等

①初期審査（加盟店契約時）

- ・ 加盟店の所在地・代表者、商材・役務内容、販売方法等
- ・ セキュリティ対策（クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止）の実施内容

②途上審査（加盟店契約締結後）

- ・ セキュリティ対策の実施状況（情報漏えい、不正使用の発生状況等）
- ・ 悪質取引の有無（消費者トラブルの発生状況等）

③加盟店調査の結果に基づく必要な措置

- ・ 法令で定める基準に適合しない加盟店に対する必要な措置
 - ◇合理的な期間内に基準に適合するよう指導すること
 - ◇指導に従わないとき又は適合することが見込まれない場合、加盟店契約を解除すること

●業務改善命令、登録の取消し

- ・ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者がこの義務を履行していないと認められるとき、経済産業大臣は当該事業者に対し業務改善命令や登録の取消しを行うことができる。

■ IC加盟店の見える化・PINの周知活動

- 改正割賦販売法の国会附帯決議を踏まえ、消費者がIC対応加盟店であることを認識・識別できるよう、IC対応済みであることを示す「共通シンボルマーク」・「IC対応デザイン」、及びIC取引の必要性や特徴を理解してもらうための「IC取引啓発デザイン」を策定し、周知活動に使用することとした。
(2017年12月から、一部加盟店において先行実施、今後2018年4月から本格展開を実施。)

「IC対応」・「暗証番号の認知度向上」
共通シンボルマーク



「IC対応デザイン」



「IC取引啓発デザイン」

クレジットカードの
より安全・安心なご利用のために
ICカードを推進しています

サインより暗証番号の方がさらに安全です

- ▶ ICクレジットカードのご利用には、本人確認のため、**暗証番号**の入力が必要になります。
- ▶ 暗証番号をお忘れになられた、あるいはご存じないお客様は、お持ちのクレジットカードの発行会社にお問い合わせください。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

一般社団法人
日本クレジット協会